

8. 実施計画

本計画において定めた方法や方針を具体化するため、実施すべき施策の内容を整理し、計画付けました。計画期間は、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10か年とし、それを前期と後期とに区分し、実施していくものです。

なお、本計画は必要に応じて都度修正・改訂することで、環境等の変化に適正かつ柔軟に対応していきます。

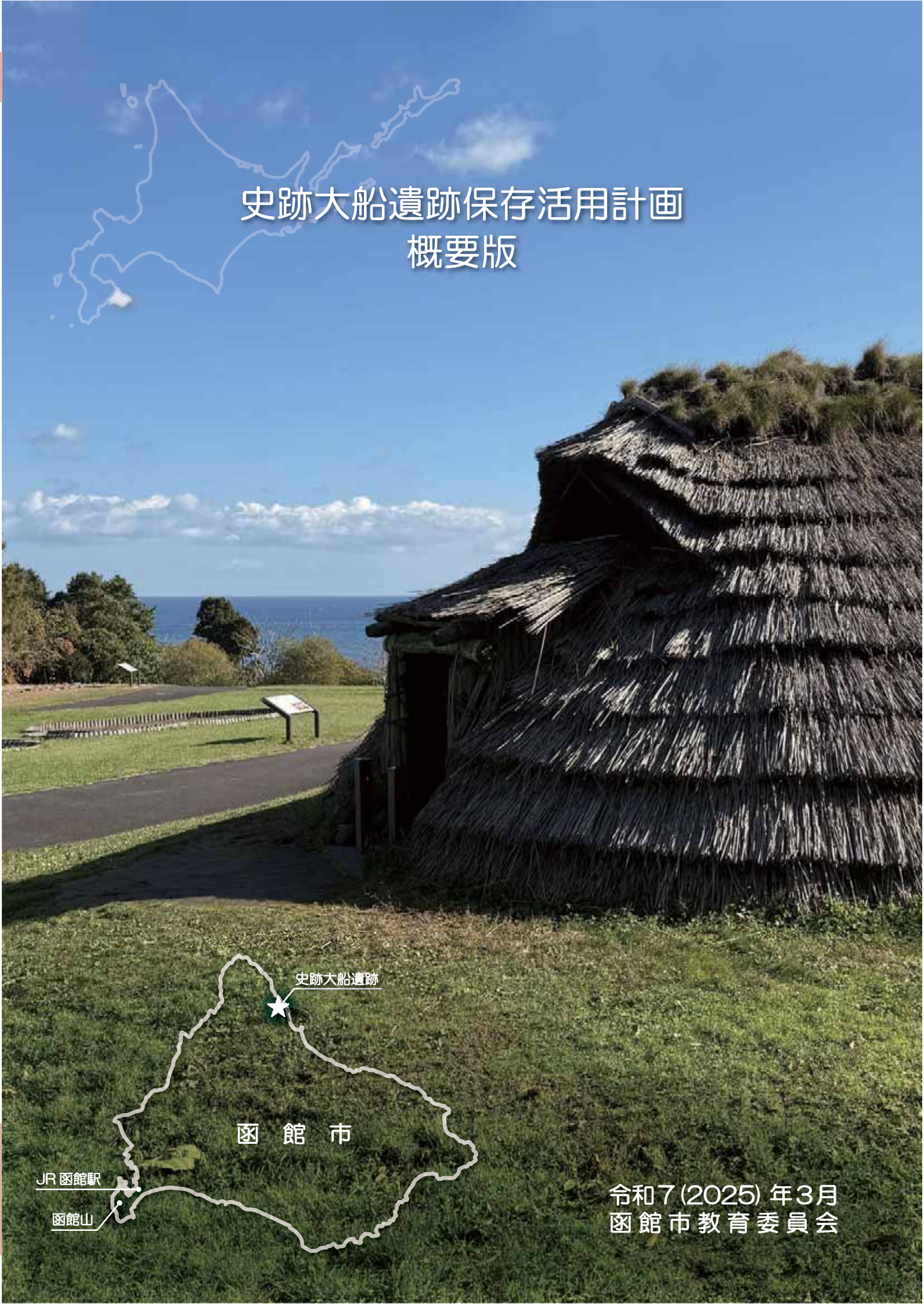
区分・施策		2024年度	前期：5か年 (2025～2029年度)				後期：5か年 (2030～2034年度)			
計画	保存活用計画	策定								見直し
	整備基本計画		策定							
保存管理	巡回による現状確認									
	日常的な維持管理									
	現状変更案件の確実な執行									
	墓地の移転・撤去の取り組み									
	復元展示等の保全とその対応									
活用	縄文文化学習の推進									
	誘客の促進、インバウンド対応の強化									
	周遊・観光ルートの創出									
	体験型プログラムの創出									
	交流事業の推進、交流人口の増大									
	他業種および市民等との連携									
	紙媒体やSNSによる情報発信の強化									
	地域における防災施設としての活用									
調査・研究	発掘調査の計画立案、実施の検討									
	大学や研究機関等との連携									
	過去の出土資料の再整理や分析									
	調査・研究成果の公開									
整備	受入環境・体制の拡充									
	新規施設の設置									
	既存施設の更新									
	デジタル技術の導入									
	自然環境の維持および改善									
運営・体制	管理運営体制の充実									
	庁内関係部局との連携体制の強化									
	地域住民と連携、保護意識の醸成									
	市民や活動団体との協働、体制の継続									

[重点的に実施 / 継続して実施]

史跡大船遺跡保存活用計画 概要版

令和7(2025)年3月31日 発行

発行：函館市教育委員会生涯学習部文化財課
〒040-8666 北海道函館市東雲町4番13号
E-mail：bunkazai@city.hakodate.hokkaido.jp / TEL：0138-21-3472



史跡大船遺跡保存活用計画
概要版

史跡大船遺跡

函館市

JR 函館駅

函館山

令和7(2025)年3月
函館市教育委員会

1. 計画策定の目的

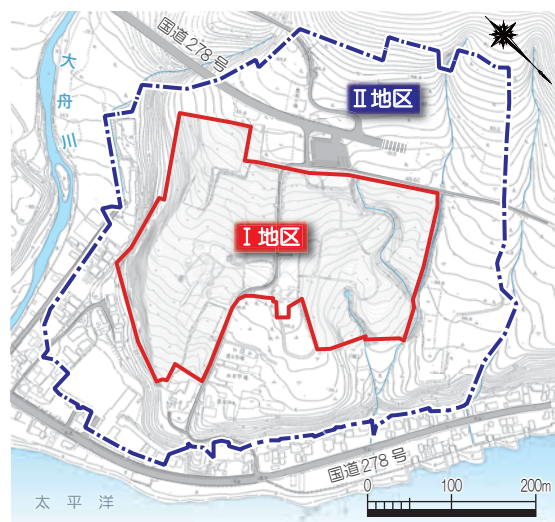
史跡大船遺跡を国民共有の財産として将来にわたり確実に保存していくため、史跡を取り巻く環境や歴史および現状を整理し、史跡の本質的価値と構成要素の明確化、史跡を保存管理していくための基本方針や方法、現状変更などの取扱基準、整備および整備後の維持管理、活用等の基本的な考え方について取りまとめることを目的に、保存活用計画を策定しました。

2. 計画の対象範囲

史跡指定地の地形や周辺の土地利用の状況に基づき、本計画の対象とする範囲を次の2つに区分しました。

■ I 地区：史跡指定地を対象とした範囲

■ II 地区：史跡指定地周辺の埋蔵文化財および景観等の保護を目的とした、史跡を取り囲む範囲



計画の対象範囲

3. 史跡の概要

■名 称：大船遺跡（おおふねいせき）

■所 在 地：北海道函館市大船町

■指 定 年 月 日：平成 13 年 8 月 13 日

■指 定 面 積：71,832.03 m²

■発掘調査の成果：縄文時代前期末葉から中期末葉（約 5,500 ～ 4,000 年前）の約 1,500 年間にわたり人々が定住した集落跡です。これまでの発掘調査により、竪穴住居跡 114 軒、墓や貯蔵穴などの土坑 104 基、屋外炉 2 基、盛土遺構を検出し、遺物は土器・石器に加え、動植物遺存体など合わせて約 27 万点が出土しました。検出した遺構の分布から、各時期ともに台地の東側、大舟川に沿って帯状に集落を形成しているため、全体像を捉えることが困難なほど遺構の重複が激しく、繰り返し同じ台地を利用していることを示しています。特に中期後半以降の竪穴住居跡については、大型の住居跡が多いこと、住居の形態や構造と共伴する土器型式が連続的に変化する様子が詳細に把握できたことから、本集落の集団が文化変容をみせながら長期間にわたり安定的に定住していたことが窺えます。



◆調査・研究

○史跡の価値や魅力の向上・深化のため、調査・研究を継続的に実施します。

○史跡の本質的価値の拡充等の有効な手段として、発掘調査の実施を検討します。

○調査・研究体制として、本市が直接実施することに加え、大学や研究機関等の外部団体との連携や市民との協働を図ります。 など



◆運営・体制

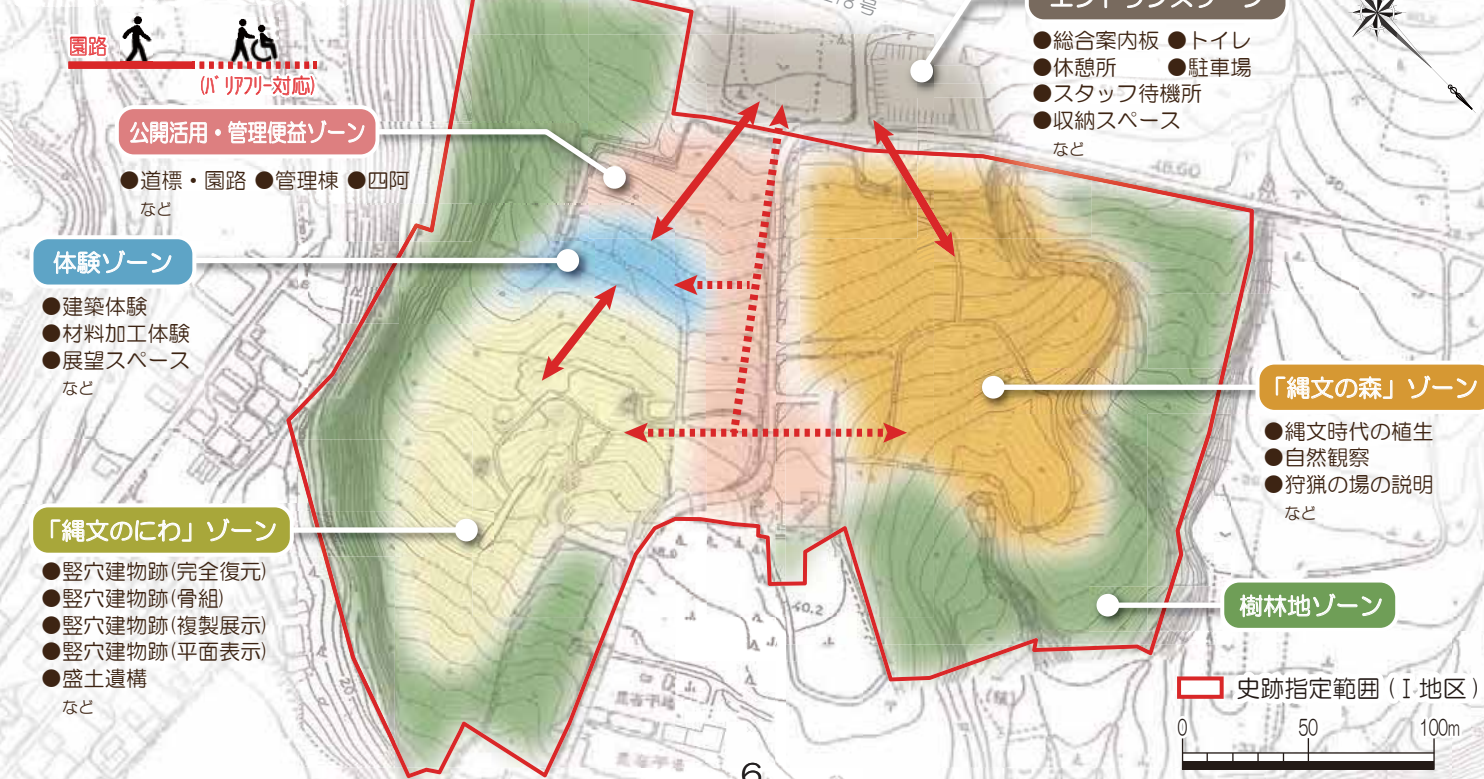
○I 地区の保存管理は、所有者・管理者である函館市教育委員会が実施します。

○II 地区の保存管理は、函館市教育委員会と庁内関連部局が中心となり、土地所有者や土地利用者と連携し調整を図りながら実施します。

○通常の維持管理や案内・解説等の来訪者対応を含む管理運営業務全般は、函館市教育委員会の指導・監督のもとに、令和 7 (2025) 年度以降は指定管理者が実施します。 など

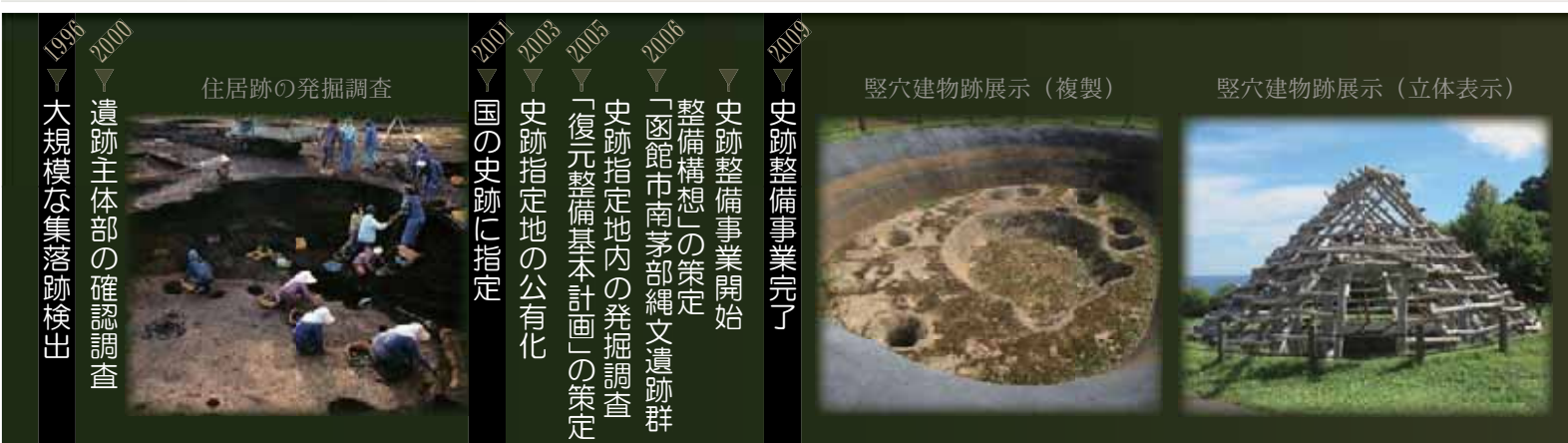


整備計画図（ゾーニング図）



◆活用

- 市民遺産として、地域住民が史跡を活用した活動を積極的に展開できるよう取り組みます。
- 自然と共生し定住しながら精緻で複雑な精神文化を持った縄文時代という歴史認識を共有するとともに、「縄文のこころ」が現代にも受け継がれていることを実感してもらえる取組を行うことにより、地域のアイデンティティの創出に努め、郷土を想う心を育むことを目指します。
- 関係自治体と連携し、縄文文化をテーマとした地域間交流や異文化交流など、様々な交流活動の推進を図ります。 など



◆整備

- 国道 278 号尾札部道路（バイパス）開通および駐車場整備による来訪者の動線変更を踏まえ、受入体制の充実および史跡の価値や魅力を伝えるための良好な見学環境を整備します。
- 近年増加しているインバウンドを含む見学者の多様なニーズに対応することで、来訪者の満足度向上を図ります。
- 新規の来訪者を呼び込み、リピーターを増やしていくため、現状の整備との融合を考慮しつつ、さらに本質的価値を顕在化するなど、新たな見所を創出します。
- 象徴的な縦穴建物の遺構表示を含む既存施設の経年劣化に対応するため、昨今の情勢に即した施設の更新を行います。加えて、将来起こり得る経年劣化の影響を最小限にするため、あらかじめ、定期的な保守について想定したシステムを構築します。 など

4. 史跡の本質的価値

本史跡においては、平成 13(2001) 年の史跡指定時の指定説明文や、これまでの発掘調査で得られた成果を踏まえ、本質的価値を次の 3 点に整理しました。

縄文中期における大型縦穴建物による安定した定住を示す大規模な拠点集落

- ・ 100 軒を超える縦穴建物跡が著しく重複しており、集落の密度が極めて高いです。
- ・ 個々の縦穴建物跡の規模が大きく、中には長さ 8～11m、深さが 2m を超える大型住居も多数確認されています。



盛土遺構や住居内の小土坑など集落に伴う祭祀・儀礼に関わる特殊遺構

- ・ 大規模な盛土遺構は、長期間にわたり営まれた集落内における廃棄（祭祀・儀礼）の場所として維持されてきたことを示しています。
- ・ 縦穴建物内の炉の周辺や長軸方向の壁際の小土坑の存在から、屋内祭祀の要素がみられます。



太平洋をはじめ豊かな自然と共生した当時の生活や生業を示す多様な出土遺物と地形

- ・ これまでに出土した日用道具や儀礼具に加え、動植物遺体など 27 万点を超える膨大な遺物から、狩猟、漁労、採集による安定的な集落の持続を可能にした往時の豊かな食料資源や生態系を窺い知ることができます。



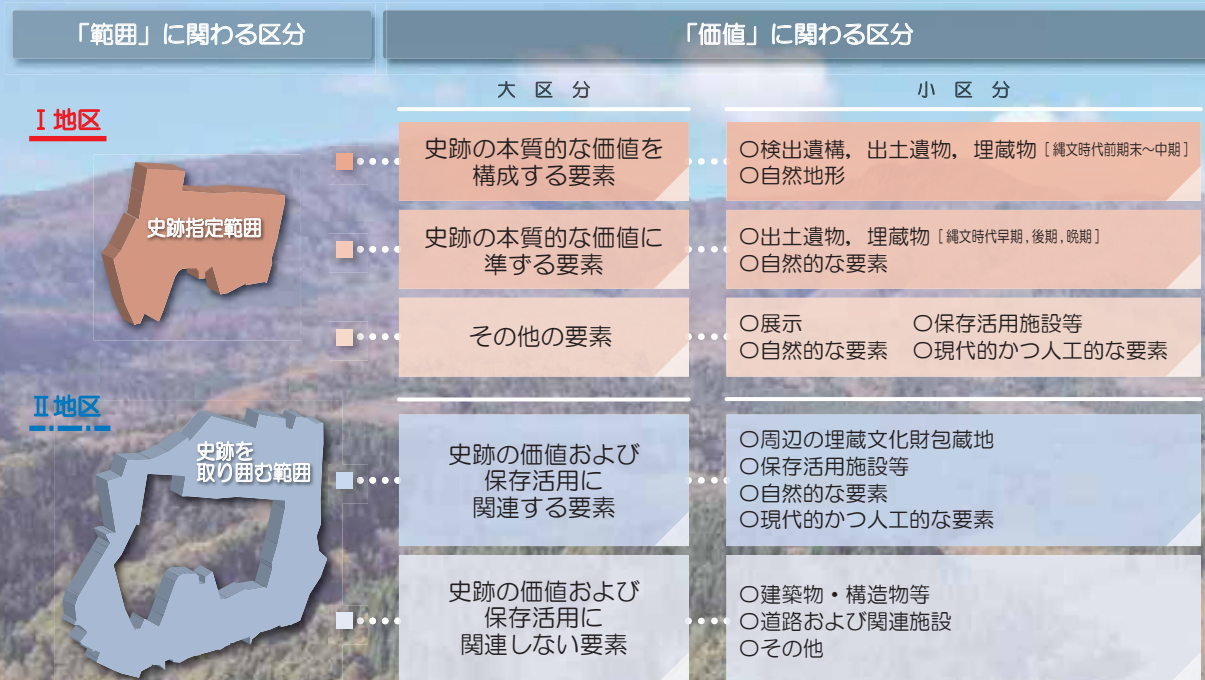
以上を踏まえ、史跡大船遺跡の本質的価値を、以下のように明示します。



北海道南部の太平洋沿岸に面した、縄文時代中期の深さ 2m を超える大型縦穴建物、貯蔵穴、盛土遺構、墓からなる拠点集落の様相や、当時の生活や精神文化を良好かつ顕著に示す多様な出土遺物を有する大規模な集落跡

5. 史跡の構成要素

本史跡の本質的価値を明確化するため、範囲と価値に区分し、構成要素を特定しました。



6. 大綱（基本方針）

本史跡の本質的価値や特色を確実に未来に継承するとともに、現状と課題を踏まえながら、計画的かつ実効性のある保存・活用および整備を進めていきます。

そのために、本史跡に関わる様々な関係者・団体が共有する史跡の保存活用の基本方針を、史跡の本質的価値を踏まえながら、次のように設定しました。

■ 史跡の本質的価値の確実な保存と価値の顕在化

～縄文人が残した証を保存するとともに、その価値を正しくわかりやすく伝え、さらに高める～

■ 安定した定住を支えた環境の保全と保存活用体制の充実

～縄文の背景にある環境を守り、周辺景観との調和を図りながら、未来へ継承し維持し続ける～

■ 地域資源の再発見や価値の向上のための拠点の形成

～縄文から続く豊かな自然環境や生業を体験できるよう、地域との連携を強化し推進する～



縄文から現代へ受け継がれる「地域の宝」を、「国の宝」として、地域一体となって、守り、活かし、未来へつなぐ。

7. 保存活用に係る基本方針

◆保存管理

○史跡の管理にあたっては、史跡の本質的価値を踏まえ、構成する諸要素を明確化したうえで、文化財保護法や景観法等の関係法令に基づき、各要素の適切な保存管理を図ります。

○地下に埋蔵されている遺構・遺物の確実な保存を図り、調査研究、保存、整備に資するために必要に応じて実施する発掘調査については、最小限にとどめるなど配慮します。

○立体表示等の復元物、園路や説明板等の管理施設について、見学者の安全に留意して保全や日常の維持管理を行います。

○I地区およびII地区において、行政機関による既存の法令による保護はもとより、土地所有者や土地利用者、関係団体等へ理解と協力を求めながら、適切な埋蔵文化財の保護および良好な景観形成に努めます。

～現状変更等の取扱い～

史跡指定地内では、史跡を守るため、文化財保護法において土地利用が制限されており、現状維持が基本となります。

史跡の保存管理や整備、公開活用や防災等に資すると認められる行為以外の現状変更は、原則として認めません。

本史跡では、発掘調査により検出された遺構の集中度に応じてI a地区とI b地区に区分し、厳格に管理しています。

現状変更または保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、文化庁長官もしくは函館市教育委員会教育長に申請し、許可を得る必要があります。いずれの場合も、行為の検討または計画段階で函館市教育委員会生涯学習部文化財課へ事前に協議するよう求めることとしています。



現状変更の取扱いにおける地区区分